

市役所からのお知らせ

行政相談所

問合せ先 || 総務課行政係 ☎ 内線 321
鷹島支所市民課 ☎ 内線 603・11

国や県、市役所などの機関が行っている仕事について、意見・苦情や要望などはありませんか。次の通り行政相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。

●松浦会場

4月14日（木）10時～16時
市役所別館会議室

【行政相談委員（敬称略）】

川畑喜久雄

☎ 0956-75-0724

青木サチ

☎ 0956-74-0456

●鷹島会場

4月14日（木）12時～16時
鷹島支所

【行政相談委員（敬称略）】

小田鐵二郎

☎ 0955-48-2444

私立保育所に変わります

問合せ先 || 子育て・こども課
☎ 内線 146

今福保育所は、4月1日から私立保育所として運営されることになりました。新しい施設名は「今福保育園」です。

戦没者等の遺族の皆さまへ

特別弔慰金の請求はお済みですか

問合せ先 || 福祉事務所福祉総務係
☎ 内線 153

現在、戦没者等のご遺族を対象に第10回特別弔慰金の請求受付を行っています。該当される人は、請求期限までに手続きをお願いします。なお、請求される人によって、提出していただく書類が異なります。

詳しくは、お問い合わせください。

※平成28年1月から請求書に個人番号の記載が必要となりました。お手続きの際には、**本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）と個人番号カード（または通知カード）をご持参ください。**また、代理の人が申請される場合は、委任状が必要となります。

【支給内容】

額面25万円、5年償還の記名国債

【対象】

戦没者等の子、兄弟姉妹、甥姪等

（優先順位があります）

※戦没者等の死亡当時、戦没者等と「同一生計でない」場合は、対象とならないこともあります。

【請求期限】

平成30年4月2日（月）

「高齢者向けの給付金」を装った詐欺や搾取にご注意

問合せ先 || 福祉事務所福祉総務係
☎ 内線 147

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者に対して「高齢者向けの給付金」（年金生活者等支援臨時福祉給付金）3万円が支給されます。

※以下の点にご注意ください。

市や厚生労働省などが

・ATM（現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。

・「高齢者向けの給付金」の支給のために、手数料などの振込を求めるとは絶対にありません。

ご自宅や職場などに市や厚生労働省の職員をかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、市福祉事務所（臨時福祉給付金担当）、市消費生活センター、または警察署にご相談ください。

松浦市では「高齢者向けの給付金」の対象者に5月初めに申請書を発送し、5月中旬に申請受付を開始する予定です。

《対象者》
平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる人（昭和27年4月1日以前に生まれた人）。

詳細は、市報5月号でお知らせします。

原材料を支給します

申込・問合せ先 || 建設課管理係
☎ 内線 202

住みやすい環境整備のため生活道路の整備に対して原材料を支給しています。

整備計画のある地区は、市政嘱託員を通じて申請してください。

【対象となる道路】

4戸以上が利用する総延長30以上、幅員1.5以上の生活道路

【支給範囲】

生活道路の改修舗装ならびに路肩の補修、および生活道路に付随する側溝整備

【支給原材料】

生コンクリート、碎石、コンクリート二次製品（例：U字溝）など

【原材料の支給率】

市が必要と認めた量の7割
（3割は申請者負担となります）

【申請期限】

7月29日（金）



障害のある人が受給できる各種手当

問合せ先 福祉事務所障害福祉係

☎内線 157

身体または精神に重度の障害がある人で、障害の程度が手当の認定基準に該当する場合、申請により各種手当が受給できます。申請には専門医の診断書が必要です

〈特別障害者手当〉

○申請できる人

20歳以上で、重度の障害のため日常生活において常時介護が必要な人(障害年金との併給は可能)

○申請できない人

①病院等に継続して3ヶ月を超えて入院している人

②施設等に入所中の入

③本人または同居の親族の所得が一定以上ある人(扶養親族数により異なります)

○手当月額 26,830円

(支給月) 5月・8月・11月・2月

〈障害児福祉手当〉

○申請できる人

20歳未満で、重度の障害のため日常生活において常時介護が必要な人

○申請できない人

①障害を支給理由とする公的年金等を受けている人

②施設等に入所中の入

③父母または同居の親族の所得が一定以上ある人(扶養親族数により異なります)

○手当月額 14,600円

(支給月) 5月・8月・11月・2月
〈特別児童扶養手当〉

○申請できる人

20歳未満の障害のある児童を監護する父母(または養育者)

○申請できない人

①障害を支給理由とする公的年金等を受けている児童の父母

②施設等に入所中の児童の父母

③父母または同居の親族の所得が一定以上ある人(扶養親族数により異なります)

○手当月額

(1級) 51,500円

(2級) 34,300円

(支給月) 4月・8月・11月

ひきこもり・不登校の家族の集い

(月1回開催)

問合せ先 健康ほけん課健康推進係

☎内線 166

子育て・こども課こども未来係
 ☎内線 150

ひきこもり・不登校の家族の集いは、同じ悩みをもつご家族同士で語り合う場所で、参加したご家族がホッとできたり、一人で悩んでいたことが解決できることもあります。お気軽にご参加ください。

【日時】 第4金曜日 午後7時～9時

【場所】 生涯学習センター研修室1・2

日程については、市報まつうらの行事カレンダーに、毎月掲載しますのでご確認ください。

**農地を貸したい人・借りたい人
 農地中間管理機構を活用出来ます!**

問合せ先 農業委員会

☎内線 231, 232

農地中間管理機構は、貸し手・借り手のマッチングを実施して、借り手が見込める農地を借り受け、貸し付けます。また、希望した借り受け農地の利用整備を実施します。

【対象】

農業振興地域の区域内の農地

【農地の借り手の公募期間】

5月、8月、11月、2月

※貸し手の人は随時申し込みができます。

※募集要項や申込書(農用地等借受申出書)は、相談窓口(問合せ先)に備えています。

離島介護サービス支援事業が始まります

問合せ先 長寿介護課長寿支援係

☎内線 179

4月から離島介護サービス支援事業が始まります。

この事業は、離島に在住している要介護(支援)者等が島の居宅介護(予防)サービス事業所を利用する場合の渡航費の助成および島内での居宅介護サービスを提供する場合の島外介護サービス事業者の渡航費な

どの助成を行い、介護サービスの充実を図るものです。

対象者および事業内容は次のとおりです。

サービス利用を希望される要介護(支援)者は、介護(予防)サービス計画書の作成が必要となります。詳しくは、地域包括センターまたは各事業所の担当ケアマネジャーにご相談ください。

【対象者】

- ・青島、黒島、飛島に在住する要介護(支援)者
- ・島外の介護サービス等事業者

【事業内容】

- ① 渡航費支援事業 (島外の介護サービス事業者)
- ・ 離島までの渡航に要する費用(往復)の助成
- ② 渡航費支援事業 (離島居住要介護(支援)者)
- ・ 本土までの渡航に要する費用(往復)の助成
- ③ 送迎支援事業 (離島居住要介護(支援)者の送迎者)
- ・ 離島居住要介護(支援)者に付き添った者(1人に限る。)への渡航に要する費用(往復)の助成
- ④ 加算支援事業 (島外の介護サービス事業者)
- ・ 提供した介護サービスに係る費用の15割相当額の助成